

医政支発0423第4号
平成27年4月23日

各都道府県・各政令市 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

昨年6月4日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）及び、これに伴い本年3月31日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」（平成27年政令第128号）により、本年4月1日から、病院の開設・管理・監督等に係る事務・権限（開設許可、病床数等の変更の許可、廃止届出の受理、人員及び施設基準に関する条例の制定、報告の徴収、立入検査等）について、指定都市においては、指定都市の市長が行うこととされたところである。

これに伴い、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知。以下、「通知」という。）において、都道府県に御協力をお願いしている医療施設に関する基準に該当している旨の証明について、指定都市に対しても御協力をお願いするとともに、通知の一部を下記のとおり改正し本年4月1日から適用することとしたので、御了知いただくとともに、各都道府県においては、貴管内の医療法人に対する周知方をお願いします。

記

第1 改正の内容

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明について、証明を受けようとする医療施設に係る証明内容に関する事務・権限が指定都市の市長にある場合には、指定都市の市長から証明を受けるものとする。

第2 通知の改正

通知の一部を次のように改正する。

- (1) 通知中の「「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等」を別紙1のように改める。
- (2) 通知中の「申請書類一覧」を別紙2のように改める。
- (3) 通知中の「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願」を別紙3のように改める。

<参考>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号） 一抜粋一

（医療法の一部改正）

第十七条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

第七十一条の三 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として、指定都市に適用があるものとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百二十八号） 一抜粋一

（地方自治法施行令の一部改正）

第三十四条地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第百七十四条の三十五を次のように改める。

（医療に関する事務）

第百七十四条の三十五 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章第一節から第三節まで並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項及び第四条の二の規定により、都道府県が処理することとされている事務（診療所及び助産所に係る同法第七条第一項及び第二項、第八条、第八条の二第二項、第九条、第十二条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条並びに同令第四条第一項及び第四条の二の規定による開設の許可等、診療所に係る同法第七条第三項、第十五条第三項、第

十八条、第二十一条第二項及び第二十三条の二の規定による病床の許可等、同法第七条の二第三項から第六項までの規定による条例の制定等並びに同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院に係る同法第十二条の二並びに第二十九条第三項及び第五項の規定による報告書の受理等、同法第二十四条第一項の規定による制限等の命令（同法第二十二条に掲げる施設に係るものに限る。）並びに同法第二十五条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等（同法第二十二条に掲げる施設及び記録に係るものに限る。）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2、3 （略）

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）

- ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
- ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
- ・ 診療報酬規程

2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表2（証明願記3に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表3（証明願記4に係る添付書類）

※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求め場合があります。

4 証明願記5（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書

※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表4（証明願記6に係る添付書類）
- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式4）の写し

第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所及び介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

申請書類一覧

◎該当する書類にチェックをしてください。

	申請書類	備考
☐	証明願	
☐	付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)	
☐	付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)	
☐	付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)	
☐	付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)	
☐	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
☐	診療報酬規程	
☐	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
☐	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
☐	証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
☐	前事業年度(新規申請法人にあっては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票(別紙様式 4)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____ 印

住 所 _____

平成 年 月 日

_____ 知事・市長 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 標榜する診療科目

2 証明を受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄		基 準
(1)	☐	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ	☐ 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
	ロ	☐ 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ①	☐ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示されていること。
	ハ②	☐ 15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- ・ 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表1を、（2）イに該当する場合は付表1及び付表2を、（2）ロ又はハ①に該当する場合は付表3を、（2）ハ②に該当する場合は付表1を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 _____ 印